

ギニアで自動車を運転される方へ

1 当地で車の運転をされる方は、以下の何れかの方法でギニア国内で有効な運転免許証を取得する必要があります。

- (1) 日本の運転免許証をギニアの運転免許証に切り替え。
- (2) ギニアで運転免許証を取得。
- (3) 国際免許証を所持。

ここでは、上記1の日本の運転免許証をギニアの免許証に書き換える手順について説明をします。

(1) ギニア運転免許取得手順（切り替え）

以下の必要書類を交通省（Ministry of Transport / Ministère des Transports）へ提出し、運転免許証の発行手続きを行って下さい。ギニアでは切り替えに伴う、免許試験はございません。

- (ア) 申請用紙
- (イ) 写真2枚
- ・ (ウ) 手数料300,000ギニアフラン（2018年3月現在）
- (エ) 日本の運転免許証（コピー）
- ・ (オ) 同免許証の翻訳証明（「日本の運転免許証の翻訳証明申請」もご確認下さい）

※ 日本の運転免許証の翻訳証明申請

必要書類と共に当館にて申請手続きを行って下さい（事前に当館の領事窓口までご連絡下さい）。申請から発給までに必要な期間は5業務日です。

- (1) 必要書類
 - (ア) 本人を確認できる公文書（旅券等）
 - (イ) 日本の運転免許証（有効期限内の原本に限ります）。
 - (ウ) 証明書発給申請書（当館窓口にてお渡しします）。

(2) 証明手数料

発給時に手数料をお支払い願います。

平成30年度手数料175,000ギニアフラン：平成30年4月1日から

2 交通事情と事故対策

(1) 運転環境

コナクリ市内には信号が少なく、道路は一般に道幅が狭く、障害物や穴が多く点在して

います。雨期には非常に強い雨が降り、視界が悪く、道路は冠水状態になり、側溝や路上の穴等が確認しにくくなるので運転には特に注意を要します。街灯が点灯していない場所が多く、夜間や雨中の運転には特に注意を要します。

(2) 運転・交通マナー

運転マナーは非常に悪く、また、車道に出てタクシー待ちをする歩行者が多いので、タクシー及び乗合ワゴン車の突然の停車・発進、進路変更には十分な注意が必要です。

さらに、市内を走行している車の多くは、整備不良車（バックミラー、ヘッドライト、方向指示機が故障、破損している等）です。

(3) 交通規制

コナクリ市内では時間帯により道路が一方通行になることがありますので注意が必要です。事故対応や故障車の修理は路肩に避けることなく路上で行われ、一方通行を逆走する車も後を絶たないため、頻繁に渋滞が発生します。

(4) 対策

基本的なことですが、スピードを出し過ぎないことが何よりも大切です。また、急に進路変更をしたり停止する車や、急に飛び出す歩行者が必ずいるという意識を常に持ちつつ運転を心がけることも大切です。日頃より自家用車の整備に気を配ることも肝心です。

(5) 交通事故の処理

直ちに最寄りの警察署へ通報の上、交通警察官に現場検証及び事故調書を作成してもらいましょう。知り合いの警察官を雇い、自分に都合の良い調書を作成させる人もいますので、必ず正規の交通警察官に対応をしてもらうようにして下さい。また、車から離れる場合には、必ずドアロックをして車内に貴重品などを放置しないようにしましょう。示談を持ちかけられる場合には、我が国同様、後にトラブルとなりやすいので止めた方が良いでしょう。

万一、人身事故を起こした場合には、目撃者が集団暴徒と化し、車輛の周囲を取り囲む状況が発生しかねないので、雇用運転手がいる場合には、同人に対応させるなど、車からは出来るだけ降りない等の対応を徹底して下さい。

3 右ハンドル自動車の禁止

(1) 2016年6月、ギニア政府は右ハンドル自動車の使用を禁止しました。

(2) 2018年3月現在までのところ、右禁止措置に伴う、罰金等は具体的に示されていませんが、今後法律が変更となる場合がありますのでご注意下さい。

平成30年3月28日
在ギニア日本国大使館
領事・警備班